

## 2. 自然共生サイトと地域生物多様性増進法

# 1. 自然共生サイトの仕組み

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている活動(区域)」を  
保護地域内外問わず 「**自然共生サイト**」 に認定。

## 自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている活動（区域）  
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト  
認定

審査 (認定主体：環境省、農水省、国交省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

**OECM** として国際データベースに登録

30by30  
目標への貢献

## 2. 自然共生サイトの仕組み ～対象区域～

「自然共生サイト」の対象となる区域は、

例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、  
自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、  
文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、  
都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、  
研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、  
遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、  
試験・訓練のための草原・・・

といった場所のうち、生物多様性の価値を有し、  
企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来使われている目的に  
関わらず生物多様性の保全が図られている区域

※保護地域の中も外も自然共生サイトとして申請できます。

### 3. 自然共生サイトの認定例（森林）



東急リゾートタウン蓼科  
(長野県茅野市・東急不動産株式会社)

R5後期

- 森林/草原/沢等に希少種含む多様な動植物が確認
- ゲレンデは毎年草刈りされ草原性の動植物が確認



奥びわ湖・山門水源の森  
(滋賀県長浜市・山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会)

R5前期

- 地域の団体が20年以上保全してきた里山・湿原
- 自治体、地元企業の支援も得ながら活動を継続



ブラザーの森 郡上  
(岐阜県郡上市・ブラザー工業(株) 郡上市 郡上森林組合)

R5前期

- スキー場跡地に生物多様性豊かな森林づくり
- 希少種のギフチョウなどの生息地となっている



R5後期

- 湧水湿地や広葉樹林からなる地域固有の生態系
- 東海丘陵要素植物の保全と森林管理活動を実施

### 3. 自然共生サイトの認定例（里地里山）



R5後期

- 落葉広葉樹林や湿地の保全再生、耕作放棄地におけるビオトープの創出、侵略的外来生物の防除等



R5前期

- ゲンジボタルをシンボルとする生物多様性が豊かで健全な里地里山環境を維持、地区の全戸が参画



R5前期

- 周辺が宅地化する中、土地所有者・市・住民等が連携し、里山環境・文化を保全、環境教育の場に



R5前期

- 美濃三河高原の谷津田、広葉樹・針葉樹からなる里山・サシバ等の里山に依存する希少種の生息地

### 3. 自然共生サイトの認定例（都市の緑地）



北海道大学札幌キャンパス  
(北海道札幌市・国立大学法人北海道大学)

R5後期

- ・管理方針を策定し、データ蓄積、保全策検討等を継続
- ・461種の在来植物の他、多くの希少種を確認



三五 ECO35  
(愛知県名古屋市・株式会社三五)

R6前期

- ・本社敷地に森、ビオトープ、田んぼを一から創出
- ・田んぼで、近隣小学校が田植え・稲刈り等を体験



株式会社テクノ中部 本店ビル屋上ビオトープ  
(愛知県名古屋市・株式会社テクノ中部)

R5前期

- ・本社ビルの屋上に整備されたビオトープ、農山村の風景をモデルに池や小川、水田、樹林などを整備



なごや東山の森  
(愛知県名古屋市・名古屋市)

R5後期

- ・市街地に残された広大な緑地として、市民の憩いの場
- ・環境省指定 重要湿地に生息する希少動植物

## 4. 自然共生サイトの法制化 「地域生物多様性増進法」のポイント

### 1. 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャー・ポジティブ」の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECMの設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

### 2. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

#### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- 企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- 市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

#### (2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

